

審 査 の 結 果 の 要 旨

論文提出者氏名 ドウアンチャン・チャルーンムアン

本論文は、タイ王国の王都チェンマイと日本の歴史都市京都を対象に、歴史都市保全における都市計画制度のあり方を比較検討し、日本の先進国型の都市保全制度が開発途上国における都市保全に援用可能なのか、また一般に文化的背景の異なる二国間において制度的な技術の移転可能性について実証的に検討しているものである。

論文は6章から成っている。研究の目的と作業仮説を論じる第1章においては、先進国の都市計画制度のほうが都市保全においてより有効であり、開発の圧力を他の地域に分散させる都市政策が都市の歴史的環境保全において有効であること、さらに都市計画の一部として都市保全が位置づけられることが歴史都市の保全全般にとって重要であるという作業仮説を立てている。

既往調査を概観した第2章に続く第3章は京都を対象に、長期に渡る現地調査と都市計画関係者に対する聞き取り調査によって都市計画制度の概要とその歴史、京都におけるその運用の実態とその特徴、特に歴史的環境の保全に関する行政による組織的対応の特色、税制上の優遇措置や建築物のデザイン規制を含む歴史的環境保全に関する具体的制度の実態を詳細に明らかにし、日本における歴史的都市保全の施策の全体像を客観的に明らかにしている。

第4章は、タイ王国の古都チェンマイを対象に、京都と同様の調査並びに分析をおこなっている。とりわけ開発途上国に特徴的な急速な都市化や行政組織の非効率性、その背後にある所轄分野の重複の実態、都市計画規制の実効性のなさ等を詳細に明らかにしている。また、観光都市としての現状と観光がチェンマイの歴史的環境に対する影響及びこれに対する施策を詳細に論じている。

これら個別都市のケーススタディに続く第5章は両都市の比較をおこなうもので、本論文の中心的な章となっている。比較は社会制度、経済システム、行政制度、法制度、及び歴史的環境保全に関わる各セクターの役割の5つの視点からおこなわれる。その結果、開発途上国における歴史的都市保全の現状と課題とが明確にされているほか、京都に代表される先進国の歴史都市保全施策に関しても改善点があることが示されている。とりわけチェンマイの都市計画について、計画立案プロセスの論理的構造化が重要であると主張し、開発事業者に対する経済的技術的助言や開発負担金の徴収、トラスト基金の設立、社会的インセンティブの誘導など各種の経済的誘導施策の樹立とその総合的運用が歴史的環境保全には不可欠であることを強調している。開発途上国の歴史都市保全に関する提言は16項目に及んでいる。

以上、本論文は資料的制約の厳しい開発途上国の都市計画制度、とりわけ開発速度の著しい経済状況の中におかれている歴史都市を主たる対象として、これをわが国の歴史都市保全の制度及びその運用状況と比較し、開発途上国型の歴史都市保全のための施策体系を考察し、総合的な提言をおこなった論文として貴重である。

よって本論文は博士（工学）の学位請求論文として合格と認められる。